

# 京五条焼物仲間の組織と機能

富井康夫

## 目次

- 一、問題の所在
- 二、五条焼物仲間の組織形成とその発展
- 三、文政期五条焼物仲間の地位と長州表肥前焼物一件
- 四、今後の課題

—結びにかえて—

ない。

近世京都は、江戸・大阪とならんで三都の一といわれ、また人口四〇万以上の有数な封建都市であつたといわれている。しかるに、三都の意味が必ずしも固定しているとはいえぬように、京都の近世史的位置付けもまた、他の二都市にくらべて決して明確とはいえない。問題の所在として、五条焼物仲間の組織形成とその発展、文政期五条焼物仲間の地位と長州表肥前焼物一件、今後の課題等があげられる。結びにかえて、

とくに経済史の場合、元禄以後の全国市場における京都の役割については、論考も少く、史料開発もおくれてゐる。たとえば、応仁の乱のころは、町組を中心とする町衆の台頭があり、角倉・後藤・茶屋等の特権的豪商が領主的商品生産を掌握するのであるが、しあの後は、銀座方のようなわずかの特権的豪商や、

越後屋三井・大文字屋下村のような商人資本の展開があとづけられるにすぎない。個別産業史としては西陣織研究<sup>(1)</sup>がめだつぐらいで、町方加工業全体をつつみこむところの総合的な近世京都経済にかんする歴史像は、いまだに構成されないままされている。

現在、学界では、江戸市場の特質究明のために、関東地廻り経済圏の問題が提起されている。京都も、状況は若干ことなるのであるけれども、たとえば宮本又次氏が仮説として指摘された、近世京都が「商品集散地ではないけれども、半ば消費都市的な、半ば伝統工芸を以て立つ産業都市へ展開した」ということが、もしそれとすれば、町方あるいは近郊村方の小市民的＝農民的商品生産や流通の発展もあつたはずであり、そしてなによりも、京都市場の特質にかかる伝統工芸産業の近世的実態を全面的に解明せねばなるまい。

この点の問題がおきざりにされているのは、一つは、史料開発のたちおくれもあるのが、また一つには、それが近代日本の構造的発展の特殊性を規定

するような産業につながらない、いわばそれから放逐され、霧消しないまでも「工芸」的段階におこしめられる前期的特産物だという観念が強かつたのではなかろうか。しかし、かかる前期的特産物の近代的発展を歪めた条件、あるいは不均等に発展せしめた条件のかに、京都の工芸産業もまた位置づけられねばならぬ。このことは、商品流通史における問屋仲間の構造的研究のなかで、最も前期的であると思われる「加工問屋」の実態的研究が乏しいことはたして無関係であろうか。

小稿では、当面個別産業史の一分野の解説という立場で、史料紹介をかねて、伝統産業である京焼の幕末期市場構造をみようとするのである。素材は、五条焼物仲間の天明期以降文政にいたる形成・発展の過程にしほるが、それを全国的な焼物商品流通の展開と一応からませながら、家内手工業・町方小工業を生産過程として直接ふくみこむところの「加工問屋」が、この種工芸産業における近世的流通形態である点を指摘

し、その動向をさぐらうとする試論である。したがつてここではいわゆる地廻り経済圈的な視角はどうなかつた。

なお京焼に関しては美術工芸史の論考が若干ある。<sup>(1)</sup>しかしいずれも作品・名匠中心であつて、そのこと自体は正しいとしても、たとえば、宇野三吾氏<sup>(3)</sup>のように京都の庶民は近世を通じて丹波・信楽などの製品でまかなくなつていたなどという誤解が生まれている。小稿の直接の意図ではないが、京焼生産が名器創作のみの場であったとするようなイメージも、また反省さるべきものであろう。

- (1) おもなものをあげると、本庄栄治郎『西陣織の研究』中井信彦『西陣機業史料』などがある。
- (2) 宮本文次『日本近世問屋の研究』一六五ページ。
- (3) 宇野三吾『京焼の伝統と技術』(沢野久雄・宇野三吾編『日本のやきもの6京都』所収) 参照。

## 二、五条焼物仲間の組織形成とその発展

天明期以前、とりわけ、江戸中期以前の京都焼物商

品流通関係については、寡見のかぎり、記されたものが全くない。

たとえば、貞享元年(一六八四)の序文のある『雍州

府志』土産門之下にはいわゆる「土器」と区別して「○

磁器<sup>(2)</sup>今洛内外所々焼レ之二条南押小路之製造称内焼家内設窟焼レ之謂也清水坊音羽山下粟田御泥池其外窟

爐在處々隨三人之嗜好而造諸品物」云々とあり、また『京羽二重』卷六にも「諸師諸芸」「諸職名匠」の項とともに、諸道具目利・茶湯簾道具屋がみられるのみである。くだつて元禄二年(一六八九)序文の『京羽二重織留卷之六』人名部にも、諸問屋諸商売のなかに焼物

専業者の名はみあたらない。もちろん、当時は大坂においても専業問屋の数は比較的少なく、諸国問屋として一括取扱商人の多かつたことはすでに指摘されていいるところ<sup>(6)</sup>で、この点は京都でも例外ではないのだが、それにしても大坂ではすでに延宝七年(一六七九)「肥前いまり焼物問屋」が六軒をかぞえているのにくらべて、京焼の生産・流通はかなりおくれていたといわね

京五条焼物仲間の組織と機能（富井）

ばならない。その意味では「隨<sup>シ</sup>人之嗜好<sup>ヲ</sup>而造<sup>シ</sup>諸品物<sup>ニ</sup>」という状況は、当時の流通のあり方を、ないしは焼物生産そのもののあり方を、端的に表現していると考えてしつかえなかろう。

京焼は、仁清・乾山の時代をはなれ、宝暦一天明期に入ると、急速に発展するようである。五条焼物仲間商人は、文政期には「三十九軒」<sup>(9)</sup>と記されているが、天明以前には、それほど多くはないにしても、ほぼそれに近い焼物専業商人がすでに存在していたと思われ、それが天明二年（一七八二）五月、五条焼物仲間を結成するのである<sup>(10)</sup>。

文化十年（一八一三）「仲間定法」に「焼物仲ケ間取締之義者大明式年寅五月御願奉申上、蒙御免相續仕来……」とあるのがそれで、このときから五条焼物仲ケ間の動向がはじめて明らかとなる。

京都における焼物仲間を構成している問屋商人の所

表1 主要問屋商人所在地とその居住時期

経営者	居住地	史料的にわかる居住時期上限
近江屋 小右衛門	八幡前	寛政年間 ○
沢屋 吉兵衛	大仏北門前	文化年間 ○
近江屋 源兵衛	五条坂仏師	文政元年 ○
荒物屋 喜兵衛	?	文政三年 ○
三栖屋 伊助	五条橋東四	天保五年 ○
海老屋 藤助	同東二丁目	天保五年 ○
美濃屋 太兵衛	同東三丁目	天保五年 ○
若松屋 又兵衛	?	天保五年 ○
近江屋 利助	同東二丁目	安政元年 ○
近江屋 久兵衛	?	安政元年 ○
尾張屋 安兵衛	同東三丁目	安政元年 ○
丸屋 伊助	同東五丁目	安政元年 ○
近江屋 つる	五条坂仏師	安政元年 ○
杵屋 吉兵衛	五条坂	?(万延元年) ○
井筒屋 竹治郎	清水三丁目	安政元年(仲買) ○
丹波屋 伊八	五条橋東四	安政四年(当時仲買) ○
丹波屋 太八	五条坂	万延元年(仲買) ○
小田屋 弥助	五条橋東二	万延元年(仲買) ○

注 ○印は藤岡幸二『京焼百年の歩み』13ページに幕末有力問屋として表れているもの

在は、洛内に散在する藏物扱い商人など若干をのぞき、ほとんどが表<sup>(12)</sup>1にみられるような地域に集中していたと思われる。すなわち、現在の五条大橋東詰から東大路迄の五条通を中心に、それと清水寺につながる五条坂、南は大仏北門前（馬町西入ル所）、それから少

しとんで清水町音羽付近、だいたい以上の範囲に点在し、ここから「五条仲ケ間」の名がでたと思われる。生産地そのものについては、栗田が五条よりも早く発達したことは周知のことである。また生産量も多かつたと思われるのに、なぜ五条地域に問屋商人が集中したかについては、当面二点が考えられる。すなわち、流れについては、当面二点が考えられる。すなわち、流れ

表2 五条焼・清水焼窯所在地表（明治末）

	窯名	所在地	備考	
			明治以前	明治以後
1	柏山	清水二丁目		
2	松風の窯	同上		
3	小川の窯	竹村町八幡裏		
4	竹泉	五条橋東六丁目		
5	(略)	(略)		
6	五郎助	五条橋東五丁目		
7	仙邦	同上		
8	江道	八幡前		
9	山衛	五条橋東四丁目		
10	道清	同上		
11	風与	八幡前芳野町		
12	越前	同上		
13	松田	大仏前鐘鑄町		

注 藤岡幸二『前掲書』36ページ要図より作製

通条件としては清水門前町・大仏門前町としての諸市場の発達、あるいは江戸中期以後、京都鴨東の商域が三条以北でなく、四条以南に相対的に展開したことなどが現象的には推測できるが、他方、生産条件としての五条焼の窯の所在にも関連していると思われる。

藤岡幸二氏の論考では、明治末期以前、おそらく幕末以来の窯一〇基余の所在が明らかにされているが（表2）それがそのまま問屋商人層の所在地に一致することから、窯・焼方・問屋商人が、五条焼発展当初から、かなり明確な地域的結合関係をもつていたことが察知できるのである。

残念ながら、天明以前においてそれらがいかなる関係をもちつつ発展し、問屋商人層を生みだしていくかについては、全く考察できない。そこで、つぎに一応、焼物問屋仲間成立の前提として、京都における商品流通規制をめぐる社会的趨勢を概観することによって、当時の市場状況を確認しておきたい。

京都における領主側の諸商品流通規制は、京都町奉

行所御触書<sup>(15)</sup>—法令上は、早く享保二年（一七一七）唐物オランダ糸反物直売規制にはじまり、同九年（一七二四）米・油・塩・など食料品、炭・薪・紙・蠟・材木などの日用品・酒・たばこ・織物など三六品種の問屋商人調査を経て、同二十年（一七三五）和糸直賣禁止において、問屋株の設定が初見される。その後、絹物・木綿・染物・錢両替・真鑄屋などが、宝暦までに株仲間体制を一応整備しておったようであり、それらが明和・安永・天明にかけて、紅屋・扇子地紙・荒物屋までを含めて、直売買禁止条項をかけた仲間の再編成・拡張を企図してくるようになる。みられる法令内容は、ほとんど直買禁止・仲間加入勧告に集中しているが、これは、享保宝暦までの流通ルートが、都市内外の特産物をも含めた商品生産の拡大によって混乱していく、それを明和以後再編成してくる傾向とみられるのである。松本四郎氏<sup>(17)</sup>は、こうした状況を論じて、享保期における価格統制の具体実施——その背後にはいつもまたなく、大坂入津藏米・納屋米の価格規制によることを定め、新ルートから旧問屋をはじきだそうと

ける中央権力の苦慮（たとえば買米・過米切手取締りなど）と、それにまつわる短期的金融市場の渋滞（たとえば家質奥印差配所・銀錢小会所の設置など）がひそんではいるが——から、それをとおして明和天明以後、単なる物価統制だけでなく、問屋仲買仲間の流通機構それ自体の維持強化・再編成が積極的におこしすすめられるところに、その時期の特徴を見出している。越後屋三井に代表される京都絹問屋における株仲間化は、荷受問屋たる「市」問屋から、在村直買商人の在株化をとおして前貸金的生産地把握を行うところの「仕入問屋」への転換<sup>(18)</sup>の一典型であり、一連の加入強制は、主要産物におけるかかる独占化のうえに乗りかかろうとする幕藩権力側の諸問屋保護政策のなみなみならぬものを示している。このことは逆にみれば、大坂において、安永四年（一七七五）、旧来の土佐薪問屋が土佐薪荷主の利益を無視するとして、土佐藩が新たに土佐薪問屋を任命し、新問屋の手先の仲買を通して手広く販売することを定め、新ルートから旧問屋をはじきだそうと

したことに対する、旧来の土佐薪仲間の出訴で大坂町奉行が土佐藩に圧力をかけ、逆に新ルート創設自体がはじき返されたことにも表われてゐる。この場合、藩を背景とした新ルートによる商人は新問屋仲間を結成するのだが、大都市においては、領国内で生産される特産物の販売についても、もはや大藩ですら従来の株仲間体制を打ちやぶるのは至難の業となつてきていたのである。

天明二年の五条焼物仲間の結成も、こうした流通機構再編成の諸情勢を背景としてなされたものにほかならないが、本稿では右に述べた動向が、米・綿・油などの主要商品のみならず、京都内の特産物的加工製品をもまきこんでいる点にとくに注目したいのである。

では、京都においては、すでに早くから焼物類が特産物の地位を確立していながら、なぜ市場統制がこの時期にいたるまで遅れるのかについては問題であるが、本稿では次のように理解しておきたいと思う。

それは、焼物の生産過程自体の手工業的性格が、量

産を阻害するものであつたため、いきおい需要量に従属した形で供給体制が整備されてくるのではないかと、いう点である。なんとなれば手工業的・注文生産的段階では、直接生産者の生活手段の量的保障は需要量につよく依存しているからである。すなわち、ここでは需要条件の成熟に依存するという商品化の性格そのものに本源的限界があつたと考えざるをえない。そうなると、その需要拡大の誘因はなにかが問題となるであろう。現象的には、なによりも陶器の多様な塑型彩色と、堅牢性にもとづく諸用途・使用価値の発見であるし、それが主要都市の食器系焼物の需要、あるいは茶道具系焼物の多様化、防湿防漏の必要な加工商品の保存・運搬容器としての需要などを促進せしめたことは、ことさらとりあげるまでもないほど当然のことである。そしてまたこれらは庶民の消費生活の生産力的な発展の一側面を示すものにほからないが、一方、経済的にはそれが従来一般に使用してきたもの、たとえば食器に關していくえば木器漆器の利用が、その経済

性・市場価格、ひいては生産条件などの面で、市場競争によって陶器にとってかわり、あるいはこれと競合してゆく過程が追及されねばならない。この点はここでの問題でないで問題指摘に止めたいが、ともかくこうした焼物商品化の限界が、需要条件の成熟をとおして、徐々に打開されてくると思えるのが、実は宝暦期以後と考えたいのである。

例証として、佐賀藩有田・伊万里の場合についてみよう。<sup>(22)</sup> 有田焼の興隆は、まず十六世紀後半の古伊万里焼創成にはじまるが、それは、染付・染錦手による單調な文様をもつ、小物の多い地域的特産物であつた。<sup>(23)</sup> それが寛永期、有田皿山の陶業発達にともない、藩主鍋島光茂は、諸大名・將軍への贈物、および藩内家臣団による需要を目的とした藩窯開設を企て、寛永五年(一六二八)有田岩谷川内に御用窯を開設せしめた。<sup>(24)</sup> こゝの間、有名な柿右衛門焼の出現があるが、藩窯はその技術をうけつぎつつ、延宝三年(一六七五)大川内二本柳に窯を移し、以後大川内焼は御道具山として、藩の

保護育成をうけ、有田焼発展の一時期の主流となる。藩窯においてはその出入口に関所が設けられ、藩窯関係者以外は通行を禁止され、その製品は一般に市販されず、藩御用品(上層階級の食器類)幕府・諸大名向けの注文品に限られ、完成品はいちいち藩吏が検査して、上納物以外は壊していたといわれる。元禄年間には、脇山に対して、献上物と同じものの焼立を禁止したり、優秀な細工人の藩窯への雇用、下手な御道具山細工人の解職さえ命じている。<sup>(25)</sup>

それが、享保以後、民窯である古伊万里系の有田焼生産の発展におされて衰頽の一途をたどり、藩は、皿山代官によつて民窯の保護・監督、各種運上銀課役の方向にむいてくる。この課役は、まず釜焼毎に「名代札」を下付し、焼方の権利を確定する一方、それに「小札」をつけ、それが課税対象とされた。他に焼方保護の名目で閑米放出・押借銀下付がみられ、その利息分が「冥加銀」といわれているが、これはおそらく「名代札」持ちの焼方に配分・徵収されたものであろう。

さらに、成立年代不明だが少なくとも宝暦以前と考えられる「荷高運上」がある。これは焼物の数量に課せられるもので、釜焼は窯に焼物を積入れる前に惣高員数を代官に報告し、小物成所に書類を差出すと、一登につき三間の籠蓋をきめ、あたかも坪刈（検見取）のように、その籠蓋の員数を基準として点検することによって運上賦課をしたものである。<sup>(26)</sup> 民窯では主としてこの二つの課税が同時に課せられていたと思われるが、問題は宝暦以後、明和・天明にかけて、藩は名代札課税＝個別釜焼把握から、荷高運上＝生産高把握へ、その課役収奪の重点を変えてくる点である。すなわち、明和七年（一七七〇）それまで冥加銀のみで運上銀を免除されていた内外十二カ山の課役を、荷高運上に切り換えるのである。藩側の理由としては、荷高運上を納めるのが格式＝本則であるというばかりでなく、たとえ、それによって個別の課税が減じても、「釜燒勝手よろしく釜積入相増申」さえすれば、藩としても好都合であるといつているのである。これは明らか

表3 尾張国瀬戸村窯数・窯屋数変化

年 代	窯 数	窯屋 数
慶 安 5 (1652)	4	14
元 祿 2 (1689)	10	
享保年中 (1716～)	15	
元 文 2 (1737)	16	48
寛保年中 (1741～)	18	
延 享 5 (1748)		26
明 和 7 (1770)	20	100
安 永 9 (1780)	24	113
天 明 4 (1784)	24	153
文 化 13 (1816)	37	167
文 政 5 (1822)	31	157

注 小島廣次氏作製による（同氏「美濃・尾張の窯業」『日本産業史体系5』所収9ページより）

に、焼物生産高の上昇・販売量の増加をみこし、そのうえに藩財政をのせてゆこうとするものであり、その前提には焼物市場の全国的展開を予想させるのである。佐賀藩ではこの規制コースは、やがて藩専売という形で完結する。

いまひとつ、瀬戸の場合をみておこう。ここでも、宝永から延享にかけて、藩は民窯の保護育成に留意しているが、それに応じて表3の如く、窯屋数も増加

とくに明和七年（一七七〇）の増加は著しく、天明四年（一七八四）窯株仲間に公式に承認されるのである。

<sup>(28)</sup>

しかも、その前提には、宝暦五年（一七七五）に、すでに

にあつた私的窯業仲間に、ロクロ一丁の焼方が既得営

業権の世襲相続権（妻子一人）を承認させ、明和七年（一七七〇）に一〇〇名の構成員をもつ窯株仲間の定書ができるのである。定書では、窯株の独占のほか、生産品や燃料の価格統制をも含んでいる点に注目

したい。<sup>(29)</sup>

以上でわかるることは、なによりも宝暦～天明期に全國的に旧来の焼物需要供給ルートの均衡が大きく破られてくるようになることであり、かくして京都における焼物仲間の成立も、全国市場に焼物生産が入りこむ

過程と密着しておることが推測され、主要産物統制よりもおくれて仲間に成立するようにみえる事情も、ひとつはここに帰着できるであろう。

では、このようにして成立した五条焼物仲間の組織内容はどのようなものであつたろうか。天明当時の定

法は発見できなかつたが、そのほぼ原形を継承していると思われる文化十年（一八一三）の「仲間定法」は左のようになつてゐる。

### 「定」

一 焼物仲ケ間取締之儀者、天明弐年寅五月御願奉申上、蒙御免

相続仕来、則為御冥加年頭八朔御礼東西御役所様に仲ケ間年行夏惣代之者より相勸罷在い處、同八年申正月火災後ハ諸商売手広之御触有之ひ得共、猶又寛政十二申年火災以前之通取締

被仰付難有奉存い、依之跡以仲ケ間取締正路ニ渡世仕前々より申合之通急度相守可申い事

一 従御公儀被仰渡ひ御法度之趣急度相守可申い事

一 仲ケ間之内悴分家并年季無滯相勸ひ奉公人宿這入仕、同商売仕度ものハ、親主人より仲ケ間年番惣代被申出、加入之儀御役

所様に御届奉申上、仲ケ間名前帳面に相記可申い事

一 仲ケ間之内不奉公仕、主人より暇差出ひ歟、亦者理不尽ニ暇ヲ取ひものハ、互ニ申合奉公人ニ召抱ひ儀者不及申、日雇ニ茂仕間敷ひ事

一 仲ケ間之内死失亦者麥宅其外品替之儀有之ひハ、其節之年行

裏惣代本人ニ付添、御役所様に御届奉申上、是又名前帳面に

点合仕可申い事

一 仲ケ間之もの共相互ニ申合得意先キニ世利売仕間鋪ひ事

一 仲ケ間取引先キ仕切銀等滞在之、取引相止メ居ひの方に者

商ひ仕間敷い事

一仲ヶ間之内うち得意先キ注文之品等有之、下職大方の譲置ゆき燒物出来之上譲主取入儀延引ニ相成ニ逆、右譲主ニ一応之引合も無之、右之品猿ニ買取申間敷い事

一他國に代品物持下り内方ニ而提完等決而致間敷い、尤右躰之もの買取引仕間鋪い事

一仲ヶ間ニ加入之儀相頼よるもの有之いハ、早速年番惣代じやうだいに名所書差出、仲ヶ間差支有無相糺毫人ニ而も差支有之いるものハ加入為致申間鋪い事

一下職人共とも仲ヶ間外之ものに焼物売捌うばく之儀及見決みけつハ、早速年行更惣代じやうだいに申出及評議可申まかい事

一仲ヶ間(書)之内奉公人共主人ニ押隠シ内証二而代呂物(マテ)売払うばく之儀、早速年行更惣代付申まかい事

一仲ヶ間(書)之内奉公人共主人ニ押隠シ内証二而代呂物(マテ)売払うばく之儀、早速年行更惣代付申まかい事

一仲ヶ間(書)之内奉公人共主人ニ押隠シ内証二而代呂物(マテ)売払うばく之儀、早速年行更惣代付申まかい事

一仲ヶ間取扱うり代呂物ハ割り損之物ニル得共非常之節素人共打寄取扱うり而ハ無益之損亡在之い儀ニ付、相互ニ申合近火等之節者早速駆付可申まかい事

右ケ条之通急度相守可申まかい、万一不相守まつるもの有之いハ、御願申上仲ヶ間相除可申まかい事

一仲ヶ間取扱うり代呂物ハ割り損之物ニル得共非常之節素人共打寄取扱うり而ハ無益之損亡在之い儀ニ付、相互ニ申合近火等之節者早速駆付可申まかい事

文化十四年十月 燒物仲ヶ間 勿行更惣代印

結局、初期焼物仲間は定法のうえでは典型的な株仲

右の史料によれば、五条焼物仲間は最初問屋のみの仲間であつて、新加入の条件は梓分家と奉公人別家に限られ、死亡・変宅・品替えの場合は仲間より外されるほか、加入には全会一致が要求されている。また、奉公人で暇をだされたもの、理不尽に暇を取つたものは、仲間内では奉公人にも日雇にも抱えてはいけないともいつている。ここでは、とくに株数の規定はみえなけれども、強い閉鎖性と規制力からみて、典型的な株仲間、すなわち、願株としての組織内容をもつていた点が指摘できる。

同様に取り独占機能の面では、一方でせり売り禁止・注文品ぬけ賣い禁止・提げ売り禁止といった仲間自体の不正行為の規制があり、他方、下職直売・仲間外の営業禁止がみられ、さらに売掛金未収による取引停止の販売先には仲間一統商売しないという一項をもうけるなど、ともかく競争による危険防止にはきわめて敏感である。

間的組織と機能を有していたことがわかるのである。

御願申入証書

ところが、これが天明八年（一七八八）京都東部の大  
火により、商売手広く當む旨の町触がだされ、幕府に  
よる保障を失うと、早くも焼物扱い商人の乱立をまね  
くのである。そして十二年後の寛政十二年（一八〇〇）  
六月、仲間再組織の際には、天明段階での閉鎖的結合  
は破られ、多くの新加入者がみとめられることになる  
のである。

この新加入者は天明以来の旧仲間とは明らかに区別  
され、商取引の権限内容で相当の差別があり、仲間内  
では旧問屋が新加入者を一定程度支配し従属させなが  
ら、一定の商業範囲をみとめるという形態をとるので  
ある。

この新しい仲間構成員の出現過程、ならびに寛政以  
後の仲間構造の特殊性は、次に掲げる新加入商人によ  
る当年加入についての願状をみるとことによって明らか  
になる。

一上物類賣被遊事ニ得者上付キ之下迄御買取被遊而込  
ミ付之下物御物之處、御買取之儀御無用、被成被下度、此段  
幾重ニも御願ミ申上ひ、御存知之通総物之義ハ上物ト見競ひ  
而者尠ニ御座ニ間、下物商人御取立与被思召是非／＼此  
義御聞届ケ被下度奉願上ひ、然ル上者下物商人之者共上物類  
直賣之儀者決而仕間敷い、且又是まで両方共御買取被遊之御  
方様何れに成共一方に御片寄被遊可被下ひ、尤下物類者仕方  
立ヲ以市売ニ仕い間是悲御入用之御方様者市立ニ而御買入被  
遊可被下ひ、又々下物商人上物入用之砌ハ何レ様成共上物商  
人様に御願申上賣請可申ひ間、何分右之段御一同御承知被下

度奉頼上り、左の得者仲間外之仁に茂某々掛合差支無之様仕  
い問、御互ニ永久ニ業体相続仕度存念御座ひ問、吳々此段御  
一同御承知之程奉頼入る以上

寛政十二年

申七月

茨木屋 伊兵衛

坪屋 基兵衛

金津屋 米兵衛

醍醐屋 源兵衛

紅屋 平兵衛

美の屋八郎兵衛

焼物屋仲間  
御年番伝七殿  
御行司様

御仲間中参

すなわち、この年、先述のように仲間が再公認され、そこで多くの弱小資本の商人が新加入を認められるわけであるが、かれらはもともと資本の限界から上物を扱う能力をもっていない。そこで下物・キズ物直しなどによって生計をたてていたのであるが、外部商人に対する文言と、「下物商人御取立与被思召是非  
く此義御聞届ケ被下度」という文言のあいだには、小商人の仲間加入＝利権獲得の卑屈なまでのきわめて激しい要求と、同業に対する排外意識がよみとれ、ころか、むしろかれらが新加入者の進退の環を握っている感がつよいと思われるからである。

こうして、商品の品位については、上物類はすべて依存する目的をもって、再公認を機に加入を依頼したものであると考えられる。  
ところで、旧仲間側では、これを承認しながらも、

新規加入者の取扱商人の品位と仕入方法に制限を加えようとするのである。史料形式では、直買商人取締りの代償として、新加入商人自らが、制限規約を設定しているように見えるが、ここでは、むしろそのことを利用しての旧仲間の制限要求を新加入者が容認したうえでの、あるいはそういうことを予想しての文書であると考えたい。たとえば「何れ是迄相互懇意仕来りい中故彼是氣之毒存知居在之ひ得共」という非加入直買商人に対する文言と、「下物商人御取立与被思召是非く此義御聞届ケ被下度」という文言のあいだには、小商人の仲間加入＝利権獲得の卑屈なまでのきわめて激しい要求と、同業に対する排外意識がよみとれ、ころか、むしろかれらが新加入者の進退の環を握っている感がつよいと思われるからである。

こうして、商品の品位については、上物類はすべて旧仲間の独占、「込み付キの下物之處」つまり下物以下は新加入者の独占となり、一商人はいざれか一

方のみを取り扱うものとされ、仕入方法も、上物商人が旧来の注文生産のほか、後述するような蔵物入札を含むすべての仕入方法と、他所送りが可能なのに対し、下物商人は市立・市売による買入れと下物賣い請けしかないという差別をうけるのである。<sup>(31)</sup>

おそらく嘉永六年（一八五三）株仲間再興、当時の仲間定書と思われる年未詳の断簡には

（前略）

一問屋撰残之品仲買内に御売渡し可被成し事

仲買中圓

（以下仲買一九名連名）

とあり、この慣行もまた、仲間内部の差別をとおして寛政以後化政期にかけて、できあがつてきたものと思われる。

かくして、寛政以後の五条焼物仲間は、いわゆる旧仲間＝上物商人と新加入仲間＝下物商人との二つの層を以て構成されることになる。史料的には嘉永にいたるまで、下物商人は独自の株組織をもたず、焼物仲間の従属的構成員としてくみこまれてきている点が特徴的で

ある。なかんずく各層独自の呼称もみあたらぬ。<sup>(32)</sup> 旧仲間の系統が「問屋」とよばれ、新加入仲間が「仲買」とよばれるのは嘉永の再興以降になるが、にもかかわらずその重層的構造内容が客観的に決定されるのは明らかに寛政十二年（一八〇〇）の時点なのであつた。

以後、惣代・年番等の役職はすべて、旧仲間＝「問屋」層が独占し、安政元年（一八五四）にいたつて、ようやく仲買組行事一名が選任されることになるのである。<sup>(33)</sup>

こうしてできた仲間内の重層構造は、対焼屋支配にも反映せざるを得ない。すなわち、いわゆる「問屋」層は、丸抱えでか、あるいは契約的にか、ともかく個別的に焼屋をしたがえるのであるが、一方、いわゆる「仲買」層は市売・仕方立と称する注文外製品、問屋撰り残し等の形で、いわば全体的に焼屋に関係するのである。

実はこのことが、焼屋にとっては、品位の選別と買いたたきの、二重に劣悪な販売条件にたたされること

は想像にかたくない。事実、左に掲げる史料での、撰方を上下二段に限定し、疵物は除けよという要求は、疵物を含めて買取られることによって、かえって全体の販売価格を低下させられることに対する抵抗を意味するといえよう。<sup>(34)</sup> そして、このような状況に焼屋をするによつてしか問屋資本が拡大しないことが、ところどころなおさず、焼物仲間にみられる、生産過程をくみこんだ「加工問屋」の実態的性格であったのである。この事態は、幕末維新期まで変化なくつらぬくのである。

口上書

一其御仲ケ間御一統之御蔭ヲ以私共(是迄渡世取続仕難有仕合奉  
葉力

この事態は、幕末維新期まで変化なくつらぬくのである。

こんだ「加工問屋」の実態的性格であつたのである。

りもなおさず、焼物仲間にみられる、生産過程をくみ

くことによつてしか問屋資本が拡大しないことが、と

するといえよう。そして、このような状況に焼屋をね

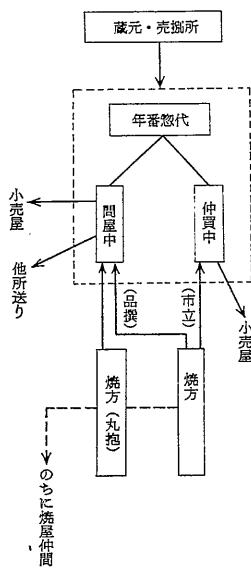
(34) の販売価格を低下させられることに対する抵抗を意味

疵物を含めて買取られることによつて、かえつて全体

方を上下二段に限定し、痴物は除けよといふ要求は

は想像にかたくない。事実、左に掲げる史料での「撰」

因みに五条焼物仲間の構造形態を図示すれば左のようにならうか。



- 文政十二年  
十一月  
御仲ヶ間  
中組御一統

燒屋一統

印連

〔近江北国問題〕三事がある  
「難波雀」(安岡・前掲論文)三一ページによると  
文政五年(推定)「五条焼物仲間亮出し高覺」(吉岡・沢屋)  
吉兵衛文書——以下原史料でとくにことわらぬもの

は当家文書)

(10) それが問屋形態をとっていたか否かは、もちろんわからない。

(11) 前掲吉岡(沢屋)吉兵衛文書。

(12) 原文書の印判・肩書などより作成。

(13) 中野卓『商家同族団の研究』によれば(三〇四ページ)

天保四年以降五条橋東四丁目にあらわれる「近江屋利助」なる焼物問屋が、万寿寺高倉の「近江屋利兵衛」(焼物商にあらず)の分家として、移住したものであったことが指摘されている。現在の平岡万珠堂の前身である。

(14) 藤岡幸二『京焼百年の歩み』参照。

(15) 「御触畠」(三井文庫蔵)―松本四郎「商品流通の発展と流通機構の再編成」(『日本経済史大系<sup>4</sup>』所収)の年表より引用。

(16) ここには焼物問屋も含まれているそうである(松本・前掲論文一三ページ注)が内容に關しては不明である。

(17) 松本四郎・前掲論文一三ページ以下。なお以下の論述は氏の論稿におう所大きい。

(18) 安岡重明『日本封建経済政策史論』第一章及第五章参考。

(19) 安岡・前掲書五〇ページ。

(20) これについては藤岡・前掲書六ページに陶工本多佐平なるものの天保・嘉永年間の「諸事控」なる史料が掲げて

ある。そのうち「印画一日分之控」(表イ・次ページ)「勘定書」「仕方書」(表ロ・次ページ)を示すと次のようになる。

「勘定書  
売直段ニ付  
一シニ割  
一分ハ元入用  
一分ハ手間代

此手間一分之内  
三ツニ割  
一分ハ借財厄落  
一分ハ諸入用

一分ハ着類入用

定直段<sup>タ</sup>高直ニ売<sup>ル</sup>ハ分ハ別段臨時入用ニ可致事」

仕方書では表ロの六三貫四〇〇文を六〇日に刻み、一日分貫五七文とし、一日手間を一貫六〇〇文とみなし、

一日に五四三文残り、六〇日で三二貫五八〇文残りをみこんでいる。

(21) 池田史郎「佐賀藩の陶磁器業」(『日本産業史大系<sup>8</sup>』所収)による。以下の有田の分析は主として氏の論考におうでいる。

(22) 池田史郎・前掲論文(前掲書)三三二ページ

(23) 同右三六六ページ。

(24) 同右三七七ページ。

(25) 同右三九九ページ。なお小札には「絵書札」「細工札」「底取札」「土荷札」などあらゆる工程・作業・品質にお

表口 仕方書(嘉永三年十二月)

費用(文)	備考
貰 21,000	米代・菜代・小遣
1,400	割木代
800	炭代
1,500	油代
1,000	醤油代
6,000	西七
9,700	谷印
7,000	刃件(ママ)
8,800	柴安
2,000	十一日講
1,000	町入用
1,000	大仏講
106	番文(太カ?)
200	市田屋
200	いをこゑ松
1,500	髪・風呂
200	雪踏直し
63,400	(計)

よん  
30 (29) 28 27 26  
同右二三四九ページ。  
所収九二ページ  
小島広次 「美濃・尾張の窯業」(『日本産業史大系5』)

面差上い様、被仰渡、依之仲ヶ間取調名前帳面差上い  
物仲ヶ間之者ニ御座い処へ先達而被召出以前之通名前帳  
寛政十二年申六月二七日付の、仲間年行東丹波屋伝七  
月行事近江屋小右衛門名儀の「口上書」には「私共焼

表イ 印画一日分之控

④

正壳直段	印画種	手間	品目及数量
18 (0?)	金欄手	113	急須壱本半
27 (〃)	〃	195	茶盃壱組
12 (〃)	〃	69	茶器二本
40 (〃)	〃	25(0?)	酒呑七ツ
12 (〃)	色画	75	急須式本
18 (〃)	〃	125	茶盃壱組半
10 (〃)	〃	59	茶器三本
30 (〃)	〃	19(0?)	酒呑八ツ

⑤

正壳直段	印画種	手間	品目及数量
12 (0?)	金欄手	73	急須式本
18 (〃)	〃	115	茶盃壱組半
10 (〃)	〃	59	茶器三本
30 (〃)	〃	17(0?)	酒呑十
90 (〃)	色画	55(0?)	急須三本
14 (〃)	〃	93	茶盃式組
80	〃	52	茶器三本
20 (0?)	〃	13(0?)	酒呑十三

注 1) ④と⑤は印画の内容がちがう場合における各1日分の予定数と思われる。

2) 正壳直段・手間の貨幣単位は不明、おそらく文、ないしは十文であったろう。錢計算なることはうたがいない。

3) この場合壳直段と手間の割合はましまちで必ずしも「勘定書」のとおりではない。嘉永3年の記録には次のようにある。

「金欄手	元四分手間六分
色画	元五分手間五分
染付	元四分手間六分
極上々〇朱印九分一分	元三分手間七分
上々 □朱印八分二分	元四分手間六分
上 △朱印七分三分	元五分手間五分

……」とある。新加入者の願状が七月付であるのは、明らかに再組織後にその営業条件を規定しようとしたものである。

(31) 文政二年の塙屋藤七詫状によれば、「私義勝株ニ加入乍致竈方ニ代呂物直賣致ニ儀是又心得違ニ御座ニ付已來竈元ヘ立入直賣一切致申間敷ニ」といつており、又、

文政三年の美濃屋妙北詫状でも「竈立不致ニ仁、心得違仕竈元ヘ引入申合相背ニ付一統々彼は御座ニ所、此度厚御理解事済仕釜立仕ニ様相成忝奉存ニ」といつてい

る。あとの場合は、許可なくして内釜（丸抱えの焼方）を設けたことに対する詫状であり内釜もまた旧仲間の特権であったと思われる。

(32) 右の注(31)では「脇株」というい方がみつかるが、これが公称であったかどうかは、旧仲間層が記したものがないので、なんともいえない。またこれに対立する、たとえば「本株」「元株」などのいい方も見出せない。

以上のように、五条焼物仲間はそのみずからの地位をかためてゆくのであるが、次にその繁栄期たる文政期の商品取扱量と、供給地について考察しよう。すなわち、主体的地位に対する客観的位置付けの問題である。

(33) 安政二年「尾州瀬戸物売捌所一件口上書」に「仲賣総代」（松屋重兵衛）が初見する。また万延元年「申三月仲ケ間一統寄合定」も同様である。ここで安政元年としたのは、本文中の嘉永再興定書断簡に「仲賣中」とあることから推定。

(34) 本稿では私は、ここから、経済的競争関係・交換関係のなかからの収奪ではなく、仲間内部に差別を設け、そ

れを媒介にして、焼屋を経済外的にも収奪しなければならないという点、焼屋に二重の圧迫をかけねばならないという点に、焼物問屋資本の前期的性格をみたいのである。しかし、これは現在では仮説の段階といわざるをえない。

### 三 文政期五条焼物仲間の地位と 長州表肥後焼物一件

産地については、在地では粟田・清水・五条があげられ、粟田焼は最も多くて六、五〇〇両あり、清水と五条は個別に計上されていないが、地焼合計が、売上

表4 文政五年  
五条焼物仲間取引高

売出し高	金額(両)	%
〔焼方別〕		
粟田焼	6,500	88
清水・五条	7,500	
信楽	1,400	12
尾・濃州	200	
肥州	350	
合計	15,950	100
〔売方別〕		
地壳	4,900	31
江戸壳	4,050	25
大坂壳	1,500	
五畿内壳	1,000	16
西国壳	2,440	
因伯壳	140	15
北国壳	970	
四国壳	500	
三丹壳	300	13
東京壳	150	
合計	15,950	100

げの八八パーセントを占め、これがもちろん圧倒的である。しかし、他に仕入地が信楽・濃尾瀬戸一帯、さらに肥後にまで及んでいる点、こうした遠隔地商品取引が一二パーセントも存在している点は注目される。

肥後側の積出高の記録<sup>(2)</sup>には、京都向けのものはみあたらないが、尾州の場合、藩による「三ヶ村（瀬戸・下品野・赤津）、窯方御藏会所」から、名古屋御勘定所の藏元商人を経由して、京都の藏物支配人の手にわ

たされる商品の代金が、文政元年（一八一八）には表5のようになつておき、京都については五条仲間の売上高と一致する<sup>(4)</sup>。したがつて、これら遠隔地商品は（信楽をのぞいて）藏物取引高であつたことはたしかである。五条は、有田—伊万里、瀬戸—名古屋をむすぶ、一つの有力な焼物取引の中継地点、地焼を含む集散地的役割を果していたのである。

また、地焼合計の一四、〇〇〇両についても、明治

表5 文政元年名古屋勘定所永納金調高  
(年間平均取引高に比定可能)

地域	金高(両)	代表的支配人及人数
名古屋	1,000	麻屋吉右衛門以下三名
江戸	3,000	角屋善右衛門以下四名
大坂	1,500	解屋安兵衛以下五名
京都	200	井筒屋久兵衛以下三名
計	5,700	

注 小島広次前掲論文（前掲書98ページ）より  
作製

京五条焼物仲間の組織と機能（富井）

表6 国別伊万里積出荷高(天保6年6月)

積出地	荷高(俵)
関八州 (うち江戸積)	110,000 60,000
大坂	36,000
伊勢	16,000
備前	13,000
越後・駿河	9,000
豊後・伊予・長門	7,000
出雲	6,500
出羽	6,000
備中・越前	5,500
紀伊・讃岐・安芸・越中	5,000
土佐・丹波・因幡・三河	4,000
播磨	3,500
阿波・南部	3,000
摂津・加賀	2,500
近江・日向・若狭・秋田	2,000
備後・美作・尾張・仙台・津軽	1,500
筑前・豊前・大和・隠岐・堺	1,000
岩見	600
松前	500
計	310,000

注 小島広次 前掲論文 249ページ表より  
編製

七年（一八七四）「府県物産表」<sup>(5)</sup>では、京都窯業のうち、陶器生産価格が、六五、五一四円、二万円以上の上位生産県二〇県合計に対する比率は一〇パー<sup>(6)</sup>セント、全国第三位であるところから、物価水準と照してみても正確ではないが京焼生産のほとんどが、このころすでに五条に集中していたと考えてよかろう。ただし、表4の数字は仲間扱い高であって、焼屋水揚げ高ではない点に留意せねばならない。

さて一方、売方はどうだろうか。特徴的な点は、量では地壳と江戸壳がほぼ匹敵し、大坂・五畿内壳と西国壳がほぼ同量であるほか、地域的には三丹・因伯・四国から、東国北国にいたるまで、ほとんど全国主要地域に行きわたっていることである。江戸・大坂と地壳を含めた三都合計は、売出しの七〇パー<sup>(7)</sup>セント以上にのぼり、三都市場の依存度からみた京焼の地位は、概観的にも有田・瀬戸に比べて、決して低くはない。

とくに江戸市場への流入が顕著なのは、他の二产地とも共通であり（表5・6）幕末における江戸市場の重要性が察知できよう。また、京焼の市場把握の量的拡がりも、一応他产地商品なみといえるであろう。

しかし、三都以外の市場把握の質的深さ、すなわち遠隔地市場の確保という点では、なお疑問が残る。もとより史料自体が不充分なのであるが、天保年間の有

田焼のそれ(表6)に比べると、かなり低かったのではないかと思われる。たかだか数百両の流通地域では、京焼はなお特産物的な、あるいは城下町上層部に依存した、ごく前期的な流通形態をとっていたものと考えてよからう。したがつて有田・瀬戸の販路圧迫という形で生ずる市場競合関係も、三都を媒介にしてしか生じてこないという限界をも、みとめないわけにはいかないのである。

とはいゝ、このような全国市場における一応の京焼

販売の発展・したがつてそこでの五条仲間の実質的地位の確立は、当然、他国産物との競争関係をひきおこし、場合によつては市場の独占的掌握に対する抗争にまで発展するものである。

五条仲間ににおいても、文政初年、佐賀藩肥前藏物取扱方に關する紛争が二件、集中的におこつてゐる。次にそれをみよう。

まず、文政元年（一八一八）十一月七日のことである。仲間内である五条橋東五丁目諸国壳捌問屋海老屋

勘兵衛が、旧来通り長州表に京焼を売り払い、代替荷物として、肥前焼を積み登せるのであるが、それを「仲ヶ間者拾老人打寄以應対買取申候」ところ「肥前御屋敷より不正荷物ト被仰立、海老や勘兵衛并ニ右拾老人」<sup>(10)</sup>が町奉行所に召出される一件が発生する。「以應対」という内容は、別の文書によれば「所々ニ而市立仕い」といつており、おそらく定法上の正規の藏物入札以外の方法によつたものであり、そうとすれば定法違反は承知のうえであったとも考えられる。

もともと、五条仲間の場合、「諸国ニ而焼立い所、不寄何焼ニ買取、殊ニ寄仲間内ニ而融通入札壳おろし小売ト仕来りい」といつてゐるから、藩専売による強力な規制の介入はなかつたと思われる。それが一件直前の五月、京都松平肥前守屋敷より「西國產陶器壳捌所」創設のうごきがあり、油小路三条下ル町白木屋勘右衛門が免許され、以来、肥前物積み登せについてはもちろん、他国商品についても「大坂表より差定りい方より賣請又ハ代品替ニ而積登せ、当地ニ而仲間内に入

札売おろし」<sup>(14)</sup> すべしといふ、実質的な直賣禁令（形式としては五条仲間との調整のための話し合いの結果たる対談一札）<sup>(15)</sup> がでた矢先のことなのである。

さきに述べたように、佐賀地方は米と焼物以外に商品生産はまったく発展しておらぬ地域であり、ために藩財政は焼物生産からくる運上冥加に大きく依存しており、享和元年（一八〇一）すでに専売仕法を開始、文化期には大坂向け焼物を完全に支配しているのである。<sup>(16)</sup> 文政の京都における売捌所設置は、この仕法強化の一環であったわけである。これによつて従来の専売統制に影響ない限りでの相対売買ですら、極度に制限されることになり、直接不正営業と認められることになるのである。

この一件は、仲間年行事と白木屋勘右衛門とが肥前屋敷へ示談して願下げとなり、勘兵衛は詫状を入れ、買合わせた十一人は以後藏物を他から入札しない旨約して落着するのである。<sup>(17)</sup> 注目すべきことは、後の近江屋源兵衛一件と同様この荷物の入札商人が、ともに「仲

買層」であった点である。これについては後述するところで、同じころ、近江屋源兵衛も同様の代替荷物を登せていたことが発覚する。

近江屋源兵衛の場合は、国産陶器売捌所設置の件は充分承知し、年行事からは、「前々より仕来りも在之いニ付、対談中（注—売捌所設置にからむ、肥前物貿付制限の量についての肥前屋敷との対談）ハ可成丈隱便三代替いたしゆ様、兼而申談シモ在」<sup>(18)</sup> つたのであるが、一つには「長州表々代呂物受取い儀ハ勘右衛門方ニおいても兼而相含承知いたし罷在ひ」<sup>(19)</sup> という判断で、また一つには、積み登せ制限はうけてはいるが「代替之員数取極之義ハ無之、當時対談中」であるとして、なかば強引な形で「武拾貫目程」（銀価格と思われる）の肥前焼を船積みして持帰り、大坂に浜揚げしてその場で「売払之直組為仕」<sup>(20)</sup> たというのである。文政二年（一八一九）二月十四日のことである。それが、大坂表佐賀藩役人や、藏元加嶋屋万兵衛に発覚し、荷物は加嶋屋が差し押さえ、吟味のため手代は約二ヶ月大坂

にとどめられるのである。

源兵衛は、その時の子細を次のようによべてゐる。

(前略)

私數年來長州表に京都燒物差下商内仕来、此度之荷物出  
方ハ長州赤間関西南部西焼物問屋「屋安右衛門」与代替ニ仕、  
同國阿弥陀寺町金剛丸鶴右衛門船ニ而積登、尤紛敷荷物ニ而

者無御座右荷物大坂着之上東横堀濃入橋西詰石川屋小兵衛并  
ニ西横堀三千石船に積京都に積登い折節 上本町式丁目大坂

屋跡兵衛与申者荷物反見、少々為壳置い様相頼ひニ付、差支  
無之場所に少々売可申様申聞、決而差支相成場所ニ而者無御

座い由、書面差紙置、弥兵衛不調法之致方仕私迷惑仕歎ケ敷  
奉存ひ、尤加嶋屋万兵衛より荷物收取書御座い、何卒御憐愍ヲ  
以荷物早々差戻呉ひ様、被為仰付被下置ひ様、慶太之御慈悲  
難有奉存ひ以上

三月廿四日差上(21)  
写

月になつて、④「例年春夏冬三ヶ度罷下り可申義仕來  
リゆ処、去年中無拠家内用向有之ニ付、冬分至リ漸々  
罷下り右代呂替荷物一時ニ相成御屋敷様御疑被思召ひ  
段至極御尤ニ奉存ひ……」  
(22) と年行事ともども願い下げ  
をたのむことになる。

そして一件は結局源兵衛側の次のような一札によつ  
て落着を見るのである。

一 札

一私儀元來長州表得意場ニ而京燒注文之品差引年分春夏冬三ヶ  
度罷下り彼地得意方殘銀之代り近在燒物無拠代呂替持登い義  
仕來ひ、去年中無拠家内用向有之ニ付漸々冬分至リ罷下り右  
代呂替荷物一時相成、肥前御屋敷様御疑相成右持登り荷物、  
四百九十七匁御預りニ付奉恐入ひ、當時私儀甚難法仕罷在、  
何卒御憐愍右御預り荷物御渡し可願下ぬ共、又者取仕切り書  
販売方法・商品運搬量が、仕法に背くものであると  
いうのであるが、それに對して、源兵衛側では、先述  
のように、当初は①從来の慣行であること、②相対づ  
くであること、③代替物であつて買ひ取り=抜け買ひ  
でないこと、を主張するがききいられず、さらに四

(年号無之)

近江屋 源兵衛 (印)

のことではあることは、藩は、専売権の侵害、専売ルートの攪乱を厳しく追及するだけではなく、焼物商品の代呂替という形で生ずる差額銀の領内からの流出をも、極度に警戒していることである。そして、これがたとえ純然たる買い付けであっても、領内に流入する銀が藩に吸収されず、逆に進行しつつある自給經濟の崩壊に拍車をかけるような、「相対売買」である以上、これも又規制の対象となるのである。

すでに文化二年（一八〇五）「伊万里楠久日記」には「陶器御仕組」が行なわれて以来、「いまり津之者共焼物相叶わづ、夫れ大旅船入津仕らず、近年は亡津の相に相成」<sup>(24)</sup>った様がのべられ、相対売買の禁止によって伊万里焼物問屋も大きな打撃を受け、藩に対して専売仕法の中止をのぞんだが、藩はこれを停止しなかつたといわれる。<sup>(25)</sup>

当時の佐賀藩は、領内に流入する他国商品（摘綿をはじめ、呉服等の農民・町民日用品や、生産用具など）が年間四三万両以上（天保三年（一八三二）にのぼると

いわれ、全国的な農民的商品經濟の販売市場として侵触される「後進的」米作地帯であったし、加えて、幕藩体制のもとで、異常に発達した領主的商品經濟の三都への依存がもたらす、藩財政の放漫な膨張が、ここでも大都市商業資本の借銀に依存し、借銀支払を糊塗するだけの正銀収支となつて、封建的藩財政の構造的破綻をもたらしていた。<sup>(25)</sup>この危機をかかえこんだ肥前佐賀藩にとって、焼物専売仕法は唯一の正銀獲得手段であり、その徹底・強化は、有名な天保の藩制改革の前提たる著しい財政窮乏を、小商品生産からのきびしい収奪でからうじて逃げている領國經濟の反映といえよう。ただし、これらのことによつて、相対売買がまったくくなくなつたということにはならない。相対売買の庄殺は、一つには小商品生産自体の圧殺であり、同時に広範な焼物商人・生産者からの抵抗を生ぜしめることになる。事実、大坂表の諸色取締方調査（天保四年（一八三三））の際にも、「（佐賀瀬戸物に関する）文化年中迄者、右瀬戸物之内重立い蓋付茶碗三拾人前入を壹俵与

定、壱ヶ年引受高壱万俵宛有之、直段も下直ニ而……有之い処、竈元或他国之商人より荷物相廻い儀、藏物ニ障い旨い而、其比々領主手払之外、商人荷物引請い義、手強ニ差構申懸いニ付、権柄ニ恐、其後者肥前焼ニ限、商人荷物相廻い而も引受不申い故、荷主より諸国に直積いたし高直ニ売払仕儀ニ相成、大坂廻着高格別相減……其筋ニ携へい商人共次第二及衰困、……右体瀬戸物買口手狭相成、融通合ニも拘い事之由相聞申い……諸家国産類取捌方之義ニ付、御触有之いハヽ、佐賀領瀬戸物自余之売賣取構い義相止、先前之通買口手広相成、大坂商人引受高相増、相場引下可申」<sup>(26)</sup>と、大坂商人の不満をかつてゐるのである。もつともこれらの人反撥は、専売仕法を直接打ち破つてゆく力にはなり得なかつたのであるが。

さて、佐賀藩の側はともかくとして、五条焼物仲間にとつては、この一件はどういう意味をもつていたのであるうか。一般的には、発展した五条仲間の商業活動能力をも示してゐるのであり、かれらが商品の相対

取引による自由買い付けの確保を少しでもとりつけたことは、専売商品のルート外移出の公認であり、たとえ消極的であつても、藩專売への抵抗であつたと思われる。

その場合問題は、そうした動きが、藩專売に依存してゆこうとする仲間取り締りの方向にさえ背かざるを得ない以上、藩→仲間惣代→問屋有力者層に反対して、意識的に独自ルートを確保しようとする、手があつたはずである。最後にこの点について考察しておきたい。そのためにはこの一件の当事者の性格を分析せねばならない。

勘兵衛一件において、その荷物を「仲間問者拾老人打寄以應対買取申い」とあるが、その買受人一一名は、表7にあげたごとき人物であつた。そのうち、万屋善兵衛以下丹波屋吉兵衛までの10名は、文政二年(一八一九)四月以来、一団として一件に加担した廉をもつて「不付合取引留メ提札被成い」という処分をうけていたが、八月に至つて「元來間違之筋相分い付何

京五条焼物仲間の組織と機能 (富井)

分和談不仕合<sup>(27)</sup>而ハ仲ケ間取締之妨ニ相成、且ハ組内ニ  
も心得違之仁出来仕、彼是以差障ニ相成故和順仕  
様被聞承奉存<sup>レ</sup><sup>(27)</sup>という形で和談が成立する。ところ  
がこれで仲間一統の統制がとれ、取り締りが徹底した

表7 一件荷物買受商人

名前	備考
① 万屋 善兵衛	
② 岩田屋 吟四郎	
③ 修屋 利助	
④ 升屋 清助	
⑤ 綿屋 嘉右衛門	「十人組合買取候」
⑥ 升屋 善助	
⑦ 丹後屋 喜兵衛	
⑧ 美濃屋 五左衛門	
⑨ 丹波屋 市右衛門	
⑩ 近江屋 吉兵衛	
⑪ 大黒屋 儀兵衛	「十人之すすめ仍而其内に加入」

注 ① 文政式年八月「十名不付合取引留メ一件和談済状」による

② 文政三年五月「大黒屋儀兵衛長州物一件証状一札」による

かといふと、そうではなく、翌三年（一八二〇）五月、再び肥前物売捌ルートの混乱が問題になつておる、杣屋善助・綿屋嘉右衛門連印一札では、次のようにある。  
やや煩瑣だが全文を掲げる。

（文政元年）一札之事  
一去々寅年五月、御藏物陶器之類御当地ニ而御売捌所出来  
節、仲ケ間年行夏月行吏被召出、右御売捌所出来い而も差支  
有無并買請等御尋ニ付仲ケ間ニ統差支無御座ニ一統買請可申  
則御受書奉差上遣い故、談合之上差支無之様買受可致筈之  
處、我儘ニ売捌所ニ立合儀、仲ケ間定法ニ背ひ段年行賣方被  
仰聞、尤ニ存い故則去卯十二月心得違之一札差入申、其後一  
統市立ニ相成ニ迄者差扣罷在い處、初十人組合買受致ニ残り  
之者、今ニ止事不得我儘ニ買請致い故ニ、我等迄も御出訴之  
段被仰い得共、私共者右一札差入り後者定法相守、罷在い、  
猶又此後逆も談合申合之定法堅相守可申い、為念一札仍而如  
件

文政三年  
辰五月  
御年行事  
月行事中  
辦屋 善助  
綿屋 嘉右衛門  
印

同じ三年（一八二〇）五月付の大黒屋儀兵衛証状では  
かれは自らの立場を次のように説明している。

## 詫一札之事

一肥前御屋敷御産物陶器類之義者、去々寅年五月御役所様に仲  
ケ間一統貢請可仕御請書奉差上置ひ故一統談合之上貢請可  
仕管之處、新加入十人之内無其儀我儘賣ノ等被致ひ不筋之趣  
被仰聞い尤ニ存ニ、私儀無何以右拾人之すゝ免仍而其内に加  
入致罷在い處、此度筋合被仰い段至極御尤存ニ……

(以下略)

三点の史料と、以前の一件の経過からみて次の諸点  
が指摘できよう。

①本一件は、決して偶然的なものでなく、肥前物相  
対売買をよりどころとせねばならない経済的必要から  
発生した意識的なものであること。

②「十人組合」と肥前物相対買付商人との結合は、  
蔵物入札不正立合(市立)の利害をめぐって、固くむす  
びついており、それが一方では専売仕法への抵抗とな  
つて表われ、一方では仲間取り締りの違背=仲間上層  
への抵抗となって表われ、しかもそれが、執拗に反復  
され、周辺の商人までまきこむようなものであつたこ  
と。

③その背景には前節でみた、「一統市立ニ相成ル迄  
者差扣」などという、仲間内部の差別が、上昇してゆ  
こうとする商人層にとっては極端となりつつあつたこ  
と。

④それが表1にみられる天明以来明治までつらぬく  
ような旧問屋層ではなく、まさに「新加入十人之者」  
と呼ばれるような層であったこと。以上である。

つまり、この一件の担い手こそ、嘉永以後「仲買中」  
を結成し、あるいは「今里物仲間」をつくって肥前物  
を独占しようとする、<sup>(29)</sup>「下物商人」から発展してきた人々  
であった。そして、本節の前半でみた文政以降の燒  
物仲間の全国的地位の確立=他国産物との抗争=市場  
独占への対抗も、実はこうした新加入仲間のいわば燒  
物市場での市民権の獲得の要求とその展開にさせら  
れて行なわれるのである。

不充分な史料からは、これ以上のことはわからな  
い。小稿では、焼物仲間の動向が果した社会経済的意  
義と役割の一端の紹介にとどめておきたい。

京五条焼物仲間の組織と機能 (富井)

(1) これが文政五年と推定できるのは別の仲間年番惣代に対する奉行所呼出の廻状の付り書に「文化十二年頃之一ヶ年中商ひ高右日頃取扱之品并ニ當時之品替有無之儀昨午之年中壱ヶ年商ひ高井ニ他所売地壳之証」を報告した旨があるところから、その覚であると考えた。

(2) さしあたって、池田史郎・前掲論文における天保六年『伊万里歳時記』による「国別伊万里積出荷高一覽」参照。ここでは大坂向け積物のなかに、京都が含まれていることも考えられる。

(3) これは実は歳元が瀬戸物支配人から代金を取り立てて御藏物会所に納め、勘定所を経て、竈屋に代金をわだすという煩瑣をさけるため、三都支配人から「永納金」を勘定所に永納させ、荷物代金の為替融通にあてようとした際の名古屋・三都からの資金調達量である。しかし、これは年間平均取引量を下まわりこそすれ、決してそれ以上ではないと考えられる。(小島広次・前掲論文)

(4) こまかくいえば、仕入高はこれより少いわけである。これには、市内に散在する問屋のことも考慮されねばならない。

(5)(6) 古島敏雄「諸産業発展の地域性」(『日本産業史系I』所収、三三六・七ページ表参照)

(7) 正確な焼物関係の幕末明治をつらぬく価格統計がみあたらないので、やむをえず堂島米相場を基準として文政

期一石六〇匁前後、すなわち一両内外、明治七年には同じく七円前後であることから推定した。

(8) 「代替物」とは「古来も長州表得意先に代品物積下し右代呂物代銀不足之向者彼地近在之焼物類を代銀代りニ受取私共仲ケ間内に相対を以売捌致」といつているものである。実際には、代銀の大部分をもって肥前焼を買い付けていたものと思われる。(文政二年二月「近江屋源

兵衛長州物一件口上書)

(9)(10) 文政二年二月「仲間年行事海老屋治兵衛・海老屋

勘兵衛長州肥前物一件口上書写」

(11) 文政二年如月二九日「先年行事備前屋藤七他一名連署、長州表肥前物一件就御尋口上書写」

(12) 注(9)に同じ。

(13) 注(11)に同じ。

(14) 注(9)に同じ。

(15) 原文書不明。注(11)の文書より。

(16) 池田史郎・前掲論文(「前掲書」一四六ページ)

(17) 注(9)に同じ。

(18) 注(11)に同じ。

(19) 文政二年二月「近江屋源兵衛長州物一件本人口上書」

(20) 以上注(11)に同じ。

(21) 文政二年三月二十四日「近江屋源兵衛一件口上書写(断簡)」

- (22) 文政二年四月「近江屋源兵衛長州物一件仲間年行事海  
老屋治兵衛申送り状一札」
- (23) 本文書には年号はないのであるが文面からみて、四月  
以降の町奉行宛詫状の写であることは疑いない。ただ  
し、これを呈出したか否かはわからない。
- (24) 池田史郎・前掲論文（前掲書）一四六ページ
- (25) 芝原拓自「明治維新の権力構造」二二一～二二三ページ参  
照。
- (26) 「大阪市史」第五卷所収「諸色取締方之義ニ付奉伺候  
書付」による。
- (27) 文政二年八月「万屋善兵衛他十名不付合一件和談済状  
一札」
- (28) これによると八月以外に十二月にも一札を取られてい  
るらしい。原文書はない。
- (29) ここではふれないが、文政八年と思える「今里物仲間  
を結成するうどきを示す文書が三点ある。その主謀格五  
名のうち四名は表7の一〇人組合の構成員である。

#### 四 今 後 の 課 題

—むすびにかえて—

京五条焼物仲間は、以上のような動向を示しつつ、  
天保末の仲間解散、嘉永の再興をむかえるのである。

嘉永以後、「問屋中」「仲買中」は分離しながらも、全  
体として「仲間」を構成し、なかには仲買から問屋に  
昇格するものもあらわれ、加入規定も大巾に改変・緩  
和される。

小稿ではこれらの点について述べる余裕がなかった  
し、史料探訪の途中でもある。別稿にゆずりたい。

まとまらない論考になってしまったが、ここでは、  
京五条焼物仲間の、宝曆一天明一寛政をとおしての組  
織的展開と、内部の矛盾的構造、化政期における全国  
市場での力量とその扱い手についてみてきた。

史料的にも不充分なため、単なる未開拓分野の現象  
的呈示に止めるつもりであったが、そこでみられた  
「加工問屋」の実態は、京都の伝統的特産品＝たとえ  
ば京紅・京扇子など、ことに前期的性格のつよいもの  
の流通機構に、共通の性格をあらわすのではないかと  
いう予想を生ませるに充分であり、ひいては、一般的  
に「前期的特産物」といわれる、手工業的性格を現在  
なお払拭できぬ諸商品の生産と、「加工問屋」とよばれ

る一定の流通形態との法則的連関性の有無という、全国的な、産業構造史的な問題をもなげかけているようである。

そしてまた、市場発展の担い手の問題は、幕末小ブルジョア的商品生産にみられる「在郷商人」のあり方・その方向と、同じなか否かという検討をもせまられるであろう。

松本四郎氏は京都織物問屋の動向分析から、宝暦一  
天明期には大坂・京都の市中および周辺の加工業地域  
の生産者は、仲間体制への再編成、ないし在株化によ  
つて都市商人仲間に従属させられ、都市内部において  
は仲間外において営業ができた都市商人もこの段階で  
は仲間体制のもとに組織化されたとき、「都市内部や  
周辺生産地での加工業者などの商人交配に対する抵抗  
は化政期以降に顕在化するであろう」<sup>(1)</sup>とのべられて  
いる。その一般的状況把握には賛同できるが、問題は、  
その「組織化」と「抵抗」の内容と性格なのである。  
それが全体的に必ずしもストレートでなかつた点に、

とりわけ京都市場の構造的特質があると思われる所以ある。

いずれにせよ、焼物仲間の場合は、それらの検討のためには焼物生産過程の分析・生産者たる焼方と仲間との本質的関係についての実証的解明、そのなかでの焼物仲間ににおける前期的資本の性格と機能の解明が必要である。

小稿は問題提起の素材を提供したにすぎない。先学  
・同学の御教示を賜われば幸甚である。

(1) 松本四郎・前掲論文(「前掲書」一三三ページ)傍点筆  
者

(付記) 本稿は同志社大学人文科学研究所第二研究において史料紹介をし、文化史学会大会で報告したものを、補訂したものである。未筆ながら、史料探訪調査に御協力ねがつた宮川香齋氏に謝意を表する。